

事務連絡

令和8年4月14日

各都道府県一般廃棄物行政主管部（局） 御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課

中東情勢の変化等による原材料価格・エネルギーコストの上昇時における
令和6年9月30日付け通知等を踏まえた対応について

廃棄物行政の推進については、かねてより格別の御尽力をいただき御礼申し上げます。

現在、中東情勢の変化による影響もあり、原油価格が高騰しています。昨年来、米国の関税措置や特定国によるレアメタル・レアアースの輸出管理の厳格化など、国際情勢の変化が原材料価格に影響を与えている中で、今般の原油価格の高騰の影響も加わり、原材料価格やエネルギーコストが広範に上昇することによって、とりわけ中小企業・小規模事業者の収益が圧迫されることが強く懸念されています。

この状況を受けて、経済産業大臣から官公需契約における配慮についての要請を行ったところです（「中東情勢の変化等による原材料価格・エネルギーコストの上昇を踏まえた官公需契約における配慮について」（令和8年3月27日付け20260325中第4号））が、地域の生活環境の保全と公衆衛生の向上のために必要不可欠である一般廃棄物処理業が安定的に事業を継続、かつ一般廃棄物の適正処理を行っていくためには、これまで他業種と比べて価格転嫁が進んでいない廃棄物処理業において、契約金額の変更に係る協議、契約後の状況の変化に応じた必要な契約変更の実施等により、今般の燃料価格等の変動分も含め、構造的な価格転嫁を実現することが不可欠です。

廃棄物処理事業を確実に実施し、構造的な賃上げを実現するためには、昨今の物価の状況なども踏まえた適切な委託料・処理料金が事業者を支払われることが重要であり、このような考えの下、環境省においては、一般廃棄物処理業務における労務費、原材料費、エネルギーコスト等の適切な転嫁のための重要事項についてとりまとめ、必要な措置の実施に努めることについて、令和6年に通知を行ったところです（「一般廃棄物処理業務における「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等を踏まえた対応について（通知）」（令和6年9月30日付け環循適発第2409302号）。以下「9月30日付け通知」という。）。

貴部（局）におかれては、9月30日付け通知を踏まえ、今般の中東情勢を受けたエネルギーコスト等の適切な転嫁のための必要な措置の実施に努めていただくとともに、貴管内市町村に対し、周知徹底をお願いします。

また、環境省では、環境省関係の燃料油や石油製品の供給について、流通や取引の状況に影響が及ぶ場合に備えて、困難な状況に直面している皆様に対する相談窓口を設置しております。廃棄物処理事業に必要となる燃料油や薬剤、梱包資材、ごみ袋等の石油製品についての調達に影響が見られる場合には、相談窓口を活用いただくよう、併せて貴管内市町村に対し、周知徹底をお願いします。

中東情勢に伴う燃料油や石油製品等の供給に関する相談窓口の設置について

https://www.env.go.jp/press/press_03993.html

（担当）

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 担当：伊藤、森田、菅原、野口

TEL：03-5501-3154 E-Mail：hairi-haitai@env.go.jp